

お知らせ

利用者カードに 有効期限を設けます

利用者情報（住所・電話番号等）を正確に把握するため、
平成29（2017）年4月1日以降、利用者カードに有効期限を設けます。

対象者

平成29（2017）年4月1日以降、

- 新しく利用者登録をする方
- 利用者カードを再発行する方

※既に利用者登録のある方へは、
今後、順次有効期限を設定する予定です。

有効期間

◆ 登録日から3年間

有効期限が切れたら

有効期限日後に本の貸し出し等で図書館を利用したとき、

または、紛失等で利用者カードを再発行するときに、

1. 住所・電話番号等の登録情報を確認させていただき、
2. 有効期限を更新します。

◆ 新・有効期間は、更新日（またはカード再発行日）から3年間です。

新規登録

有効
期限日

貸出等利用

更新日

新・有効
期限日

有効期間（3年間）

新・有効期間（3年間）